

令和4年12月1日  
新潟県教育庁生徒指導課

令和3年度 県立学校における「いじめの防止等の対策のための組織」  
等の開催状況等について

このことについて、以下のとおり公表します。

記

1 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（※）」（いじめ防止対  
策推進法第22条）に関する状況

生徒指導課調べ。県立高等学校（本校分校別、課程別）・中等教育学校・特別支援  
学校。

※以下、「いじめ対策組織」と表記

(1) 開催状況

	回数等
県立学校における会議の開催回数合計（a）	2,423回
学校数（b）	116校
1校当たりの平均開催回数（a／b）	20.9回

(2) 認知件数（対応件数）

	回数等
県立学校におけるいじめ認知件数合計（a）	891件
学校数（b）	116校
1校当たりの平均認知件数（a／b）	7.7件

（参考）主ないじめの態様（複数回答）

	回数等
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌な事を言われる。	56.4%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	19.6%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	8.4%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	7.5%

## 2 「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う」組織（いじめ防止対策推進法第 28 条）に関する状況

令和 3 年度の開催はありませんでした。

## 3 生徒指導課による検証と県立学校への指導について

生徒指導課では、学校から生徒指導課へ報告されたいじめ事案のうち、各校が参考とするべき内容や、複数の事案に共通して見られる内容について、重点項目として、「いじめ対策総点検」の学校訪問や、管理職対象の研修会等で取り上げ、学校に対し指導を行っています。

令和 3 年度はいじめ対策総点検では、以下の架空事例を通じて、前年度に見られた学校の対応について問題点を共有し、組織的対応を徹底するよう指導しました。

### (事例の概要) 組織的な対応がされなかったため、いじめ被害が再発したケース

生徒 A の学級担任は、A の保護者から、A が校内で手指消毒をしないことなどを理由に、同級生 B から強く責められ、学校に行きたくないと訴えているとの訴えを受けた。

学級担任はいじめ事案であると認識し、A の保護者に、「翌日 B に注意するので、A には安心して登校するよう伝えてほしい」と連絡した。

しかし、電話の後、学級担任は翌日出張する予定であったことを思い出したため、副担任に対し、代わりに A を見守るよう依頼した。

しかし、学級担任と副担任の引き継ぎが不十分だったため、翌日登校した A は、再び B に叱責されてショックを受け、以後、学校を欠席した。

### (指導のポイント)

下線部について、学校の教職員は、いじめに係る相談を受けた場合は、個人で対応せずに、速やかに校内のいじめ対策組織に報告し、被害児童生徒や保護者の心情に寄り添いながら、組織的対応を行うこと。